

鹿児島県における市町村合併の現状と問題点

—生活圏域と市町村合併の整合性から見た圏域設定手法に関する研究—

脇田 正恵* 猶木 克一* 徳田 光弘** 友清 貴和**

STUDY ON THE PRESENT CONDITION AND PROBLEM OF CITY-TOWN-VILLAGE CONSOLIDATION IN KAGOSHIMA-PREFECTURE

Masae WAKIDA, Yoshikuni NAOKI, Mitsuhiro TOKUDA and Takakazu TOMOKIYO

Reading the City-Country-Village Consolidation becomes the present condition of a living sphere, and the clue which draws the sphere setting method of an institution further. The present condition of an administrative sphere is grasped by investigating the circumstances and present condition for the large Consolidation of Heisei. Furthermore, the problem which each cities, towns and villages hold is arranged, and it is shown clearly whether the administrative sphere is determined by what factor.

Keywords: City-Town-Village Consolidation, Administration sphere, Living sphere,
Deliberations of Consolidation, Framework of Consolidation

1. 研究の背景・目的

本研究は、地域施設の過不足ない再編のため、生活圏域¹⁾と市町村合併の整合性から見た地域施設計画における圏域設定手法の再検討を行うことを目的としている。

これまでの研究²⁾で、施設・サービス圏域を視座とする生活圏域が行政圏域³⁾の成立に深く関わっていること、また行政圏域が地域施設の計画圏域や利用圏域に強く影響を及ぼしていることがわかつた。即ち、市町村の成り立ちを紐解くことは、生

活圏域の実態、さらに施設の圏域設定手法を導き出す糸口となろう。

本論では、平成の大合併⁴⁾を基軸に、その経緯と現状を調べることで、市町村合併、すなわち行政圏域の現状を把握する。さらに、現状を基に、各市町村が抱える問題点を整理する。以上の作業を通して、平成の大合併において行政圏域がどのような要因によって決定されているかを明らかにする。

現状を把握することで、行政圏域の役割を導き出すための知見となり得る。さらに、問題点を整理することで、地域施設再編における生活圏域が行政圏域に与える影響を探求することにつながる。

ここでは、鹿児島県を対象に平成15年12月1日までの合併の経緯をたどる。

2004年8月31日受理

* 博士前期課程建築学専攻

** 建築学科

2. 研究の方法

本論では、合併の現状を明らかにするために鹿児島県市町村合併推進要綱の中で、県の示した合併パターンと、実際の市町村の動向を比較する。

さらに、問題点を①合併に対する懸念、②枠組みに関する問題、③協議での問題に類型化し、地区毎に整理した。

また、調査を進めるにあたり以下の作業を行った。
(1) ホームページ・市町村合併に関する文献から国と県の平成における合併の方針を整理する。(合併の必要性・合併特例法・支援策・合併パターン)
(2) 「南日本新聞」を基に鹿児島県の合併の動向をみる。

3. 県における合併計画と現状の比較

3.1 鹿児島県市町村合併推進要綱

鹿児島県は、鹿児島県市町村合併推進要綱の中で、市町村における自主的な取り組みの参考・目安として、合併パターンを提示した。それは、鹿児島県を10 圈域に分け、各圏域に対して具体的な合併パターンを2~8 例示したものである【表一】。

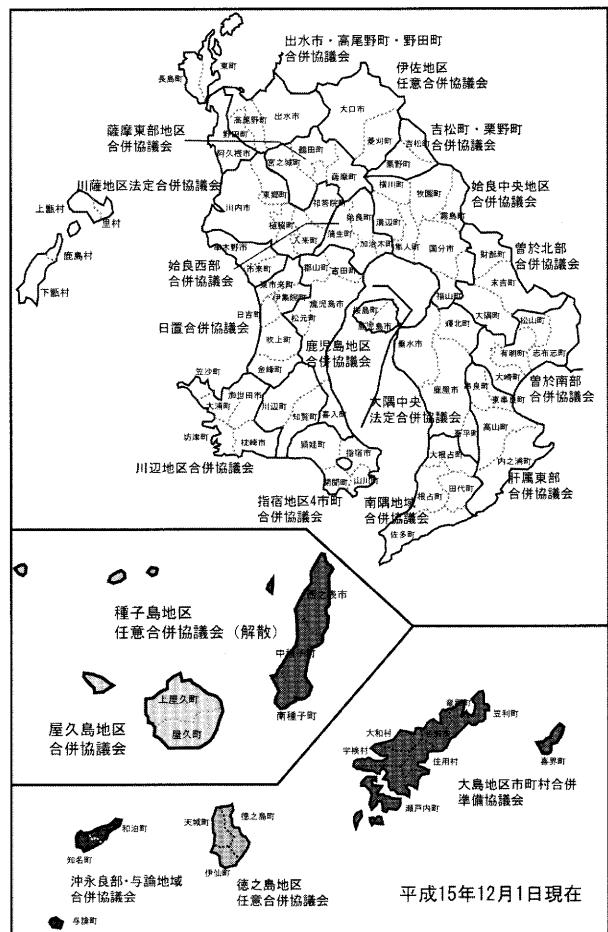
3.2 合併へ向けた市町村の動向

現在、鹿児島県では協議会を構成する市町村数は鹿児島県96市町村のうち85市町村であり、ほぼ県全土が合併に参加している。法定合併協議会17、任意合併協議会3、計20組織設置されている【図一】。

また、住民が合併に参加する傾向が強く、住民発議や住民投票が活発に行われている。住民発議とは合併自体を求めるものではなく、合併協議会を設置すべしという発議にとどまるものである。合併特例法第4条に基づく住民発議⁴⁾は合併請求市町村数延べ18(実数14)⁵⁾、合併対象市町村は延べ54(実数37)⁶⁾であり、合併特例法第4条の2に基づく住民発議⁷⁾は同一請求関係市町村数延べ24(実数22)⁸⁾である。

3.3 各地区的現状 【表一】

鹿児島地区では、喜入町が住民発議による指宿地区との法定合併協議会設置を求めた直接請求を起こした。それを受けた指宿地区の議会は付議しないとの回答をした。



図一 協議会の設置状況

県都鹿児島市の人口55万人に対し、他の5町村は合わせて約5万人との不均衡から、町名・字名の取り扱い、議員の定数・在任など問題は山積している。

日置地区では、市来町の離脱を受けて、東市来町と金峰町で動きが見られる。串木野市と歴史的、文化的なつながりがある東市来町の住民は、串木野市・市来町との1市2町での法定合併協議会設置を要求し、串木野市と市来町議会では付議されが、東市来町議会では全会一致で否決された。金峰町では、現行の日置地区か川辺地区か二者択一の住民投票実現を求めた陳情書を提出した。

指宿地区では、山川一根占航路問題で紛糾している。

南薩圏域では、2市5町(枕崎市・加世田市・川辺町・知覧町・坊津町・笠沙町・大浦町)を求める声が多くたが、枕崎市と知覧町での合併の動きが見られたため、平成15年8月に残りの1市4町で

表一 県の示した合併パターンと現状の比較

鹿児島県域		姶良・伊佐園域
鹿児島市 吉田町 桜島町 三島村 十島村 喜入町 串木野市 市来町 東市来町 伊集院町 松元町 郡山町		大口市 菱刈町 横川町 吉松町 栗野町 加治木町 始良町 蒲生町 滝辺町 牧園町 国分市 霧島町 隼人町 福山町 吉田町
番号		構成市町村
1		鹿児島市 吉田町 桜島町 三島村 十島村 喜入町 串木野市 市来町 東市来町 伊集院町 松元町 郡山町
2		鹿児島市 吉田町 桜島町 三島村 喜入町 串木野市 市来町
3		鹿児島市 吉田町 桜島町 三島村 喜入町 串木野市 市来町
4		東市来町 伊集院町 松元町 郡山町 日吉町 吹上町
5		東市来町 伊集院町 松元町 郡山町 日吉町 吹上町 金峰町
6		串木野市 市来町 東市来町 伊集院町 郡山町 日吉町 吹上町
7		串木野市 市来町 東市来町 伊集院町 郡山町 日吉町 吹上町
8		伊集院町 松元町 郡山町 日吉町 吹上町 金峰町
現状合併状況		(吉松町 栗野町)
鹿児島地区合併協議会 (鹿児島市 吉田町 桜島町 喜入町 松元町 郡山町)		始良西部合併協議会 (加治木町 始良町 蒲生町)
日置地区合併協議会 (東市来町 伊集院町 日吉町 吹上町 金峰町)		始良中央地区合併協議会 (牧園町 国分市 霧島町 隼人町 福山町 滝辺町) 伊佐地区任意合併協議会 (大口市 菱刈町)
現状合併状況		曾於地域
指宿市 山川町 順姓町 開闢町 嘉入町		大隅町 松山町 財部町 宮古町 志布志町 有明町 大崎町 離北町
番号		構成市町村
1		指宿市 山川町 順姓町 開闢町 指宿市 山川町 順姓町 開闢町 嘉入町
2		指宿市 山川町 順姓町 開闢町 嘉入町
現状合併状況		現状合併状況
指宿地区 4市町合併協議会 (指宿市 山川町 順姓町 開闢町)		曾於北部合併協議会 (大隅町 財部町 宮古町) 曾於南部合併協議会 (志布志町 有明町 大崎町 松山町)
南薩地域		肝属園域
枕崎市 坊津町 加世田市 笠沙町 大浦町 知覧町 川辺町 金峰町		鹿屋市 垂水市 串良町 東串良町 内之浦町 高山町 善平町 大根占町 根占町 田代町 佐多町 輝北町
番号		構成市町村
1		枕崎市 坊津町 加世田市 笠沙町 大浦町 知覧町 川辺町 金峰町
2		枕崎市 坊津町 笠沙町 大浦町
3		枕崎市 坊津町 川辺町
4		枕崎市 坊津町 加世田市 笠沙町 大浦町 知覧町 川辺町 金峰町
5		枕崎市 坊津町 加世田市 笠沙町 大浦町 知覧町 川辺町
6		大浦町 知覧町 川辺町
現状合併状況		現状合併状況
川辺地区合併協議会 (坊津町 加世田市 笠沙町 大浦町 川辺町)		曾於北部合併協議会 (大隅町 財部町 宮古町) 曾於南部合併協議会 (志布志町 有明町 大崎町 松山町)
川薩園域		肝属園域
川内市 楠原町 入来町 東郷町 鶴田町 宮之城町 薩摩町 祇答院町 串木野市 市来町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村		鹿屋市 垂水市 串良町 東串良町 内之浦町 高山町 善平町 大根占町 根占町 田代町 佐多町 輝北町
番号		構成市町村
1		川内市 楠原町 入来町 東郷町 鶴田町 宮之城町 薩摩町 祺答院町 串木野市 市来町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村
2		川内市 楠原町 入来町 東郷町 鶴田町 宮之城町 薩摩町 祺答院町 串木野市 市来町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村
3		川内市 楠原町 入来町 東郷町 鶴田町 宮之城町 薩摩町 祺答院町 串木野市 市来町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村
4		川内市 楠原町 入来町 東郷町 鶴田町 宮之城町 薩摩町 祺答院町 串木野市 市来町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村
現状合併状況		現状合併状況
薩摩東部地区合併協議会 (宮之城町 鶴田町 薩摩町)		屋久島地区合併協議会 (上屋久町 原久町) 種子島地区任意合併協議会 (西之表市 中種子町 南種子町)
川薩地区法定合併協議会 (川内市 楠原町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 鹿島町 上甑村 下甑村)		大島園域
北薩園域		名瀬市 龍郷町 立利町 喜界町 宇摩町 瀬戸内町 大和町 住用村 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 舞論町
番号		構成市町村
1		北薩園域 出水市 高尾野町 野田町 阿久根市 東町 長島町
2		北薩園域 出水市 高尾野町 野田町 阿久根市 東町 長島町
3		北薩園域 出水市 高尾野町 野田町 阿久根市 東町 長島町
現状合併状況		現状合併状況
出水市 高尾野町 野田町合併協議会 (出水市 高尾野町 野田町)		沖永良部・与論地域合併協議会 (利治町 知名町 舞論町)
※色付けした部分は、平成 15 年 12 月 1 日現在設置されている協議会の枠組みと最も近い計画案。		大島地区市町村合併準備協議会 (名瀬市 龍郷町 立利町 喜界町 宇摩町 瀬戸内町 大和町 住用村 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 舞論町)

法定合併協議会が設置された。2 市 5 町での合併を求める動きもある。

川薩地区では、一度協議会から脱退し、再参加した後も不安定な祁答院町に対する不信が残っており、再び住民投票を求める動きもあった。入来町では、広域合併に不安が募り、祁答院町を含めた薩摩東部地区との法定合併協議会設置の動きが始まった。

北薩園域では、各市町で合併枠組みに対して意見が異なっている。阿久根市・東町・長島町では、1 市 3 町か 2 町合併が検討中である。

肝属東部地区では、新庁舎の場所をめぐる問題で、串良町は離脱を決定した。また、東串良町でも住民、議員からそれぞれ法定合併協議会離脱が求められている。

離島地区では、海越え合併や住民サービスの低下を懸念し、合併に慎重な動きが見られる。

4. 各市町村が抱える問題点

ここでは問題点の概要を述べ、地区毎に発生している問題の詳細は【表一】を参照されたい。各地区の抱える問題は、以下に示す 3 点に要約できる。

4.1 合併に対する懸念

合併に対する懸念が幾つかの地域で見られる。昭和の大合併で協議の破談、周辺部の衰退など過去の合併問題が尾をひき、合併に消極的な市町村がある。合併を急ぐ余りに協議の途中で合併に対する懸念が噴出し、協議会の解散、離脱をする市町村は少なくない。

合併に対する懸念の背景には、政府方針への不信感も見え隠れする。平成 15 年 11 月に政府の地方制度調査会が基礎的自治体の人口目安を「1 万人」とする方針を固めた。調査会は小規模自治体の事務の一部を都道府県に移すことや地方交付税の減額などを視野に検討しており、人口 1 万人未満の自治体が一層合併に駆り立てられることになる。鹿児島県では 96 市町村中、58 町村が人口 1 万人に満たない。

4.2 枠組みに関する問題

4.2.1 圏域の違い

合併の枠組みに関する問題の最大の原因とも言える。この問題は、県によって示された圏域が重複している地域で多く見られる。市来町、輝北町など、

実際の生活圏域や産業基盤と、合併区域とのズレが生じる地域で、住民発議や住民投票が起きている。産業と生活圏域はどちらも住民と密接な関係にあるため、同じ市町村内でも住民同士で激しい対立が起こっている。議会のねじれが生じている地区、住民活動が激しい地区との合併は、合併相手となる自治体にも影響を及ぼす可能性があるため、受け入れてもらうのも困難となっている。

4.2.2 合併構成市町村の財政的・地理的問題

合併の枠組みを構成する市町村の財政的問題、地理的問題などの理由により、協議の進行を遅らせている場合も多くの地区で見られる。例えば、厳しい財政事情を抱える自治体と合併すると合併後の住民の負担が大きくなること、合併自体に反対ではないが新庁舎の位置などを考えると地理的に困難であること、大きな市との合併は対等といつても、実質吸収合併と変わらず、小規模な町村の意見は反映されない可能性があること、などが挙げられる。

4.2.3 現在の市郡域が枠組みに与える影響

今回の合併協議において各地での最初の枠組みは、串木野市、喜入町、松元町、郡山町、輝北町が現在の郡境を越えた枠組みとなっていた。しかし、串木野市は離脱し、喜入町も離脱の動きがあり不安定である。輝北町では、激しい住民の対立、住民投票があった結果、肝属郡との郡境を越えた合併を行おうとしている。輝北町は前回の合併で唯一、肝属郡と曾於郡が合併してきた町であり、その経緯も理由の一つと考えられる。

具体的な合併協議が進むと同時に、依然として枠組みの模索も続いている。

4.3 協議での問題

枠組みが決定しても、協議を進めるうえで様々な問題が浮き彫りとなっている。特に、最も多い要因である新庁舎の位置については、地区によって進行状況が異なっている。大隅中央地区や姶良中央地区のように、中心となる市と周辺町村で構成された地区では、協議が問題なく進められている。反対に、同程度の規模をもつ自治体同士の合併がある地区では、新庁舎の位置がまちの中心となるため、議論は平行線をたどる傾向が見られる。実際に庁舎位置を巡り協議が紛糾し、協議会解散となった地区もある。地理的な中心とまちの規模から見る中心、どちらに本庁を置くか、多くの地区で課題となっている。

5. まとめと今後の展望

現在、平成の大合併のもと、各市町村において利害関係など種々の問題が錯綜し、合併は難航を極めている。

20ある協議会の内、県が示した合併パターンと全く同じだったものは、9協議会にとどまるなど、行政との意向と異なる。また、協議会では、構成市町村の脱退、加入が繰り返されているため、紛糾を余儀なくされている。

また、市町村によって合併に取り組む姿勢や不安感も異なっており、市町村間での合併に対する温度差や慎重意見により合併が成立しないなどの影響がみられる。

これまで調査を行ってきた中で、行政圏域を形成する上での様々な問題が浮かび上がってきた。経済的要因、歴史的要因、生活圏域など複数の問題が絡み合い、これが現在の市町村合併の協議に現れている。このことから、行政圏域とはただの枠組みではなく、生活圏域、産業基盤、地理的・経済的要因が、それぞれに影響を及ぼし、構成されているものであることが窺える。以上より、行政圏域の再編となる平成の大合併の成否が、その後の新しい行政圏域での住民生活に直接影響を与えることは自明といえる。今後、平成17年3月までの合併協議を追跡することによって、合併における施設・サービス圏域を視座とする生活圏域が、行政圏域の成立に与える影響をより明確に探求することが可能になるだろう。

参考文献

- 1) 南日本新聞
2003年4月28日～2003年11月30日
- 2) 佐々木信夫
「市町村合併」筑摩書房 2002年7月
- 3) 総務省 HP
<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>
- 4) 鹿児島県の市町村合併 HP
<http://chukakunet.pref.kagoshima.jp/home/chihoka/gappei/main.htm>
- 5) 徳田 光弘、友清 貴和、歴史的変遷から見た行政圏域と施設・サービス圏域の関係—生活圏域と市町村合併の整合性から見た圏域設定手法に関する研究 その1、日本建築学会計画系論文集No.582, 2004.12掲載予定

表－2 各地区における市町村合併に対する問題

地区名	内容	詳細
各地区	議員の定数	合併後は各町からの議員が少数しか送り出せなくなり、住民の声が届かない。有権者と議員の距離が遠くなる。
	一部事務組合の取り扱い	消防、ごみ処理、水道等他区の取り合いが難しい。
鹿児島	住民の意向	民意を反映するため、住民投票を実施し合併の是非を問う。(桜島町) 市民には合併の必要性がない。(鹿児島市)
	自治権の損失	鹿児島市との合併を町民の多くは理解していなかった。鹿児島市との協議で、地域の意見が通らない。(喜入町)
	町名・字名の取り扱い	5町の現在の字名を町名として、現在の町名は言葉自体なくなる。住民にとっては大きな抵抗となっている。 →例:喜入町生見は鹿児島市生見町となる。
	地方税の取り扱い	鹿児島市の制度に統合する。5町の税率は高くなる。
姶良中央	住民サービスの低下	住民投票実施に向けた活動開始(隼人町) →合併後は9倍の面積3.5倍の人口となり、住民サービスの質が保てない。合併すると地方債残高は国分はほぼ同程度、隼人以外の町は2~4割減る。唯一隼人町が倍以上の負担となる。
川西薩	圏域の違い	住民投票実施(串木野市) →森林組合、農協は日置郡と合併しているため、住民団体、三漁協、森林組合、共済組合などは圧倒的に日置地区を望んでいる。
	自治権の損失	大規模合併で議員数が極端に減れば、議は通らない。(祁答院町)
川薩	圏域の違い	住民発議による入来町・祁答院町・薩摩東部地区(3町)との法定設置を求める動きあり。また、議員からも住民投票条例案制定の声があがつた。(入来町) →串木野が抜けて合併の枠組みが変わった。入来は農村部で、生活圏が同じ地域と合併したい。川内市との合併には無理がある。
大隅中央	財政の悪化	これまで合併論議は合併ありきで進み、財政状況など十分な情報がなかった。単独、合併それぞれの場合の行財政シミュレーション、それに伴う具体的な“痛み”を明示した上で、住民に最終的な合併の是非を判断したい。(垂水市) →議員によって住民投票条例案が提出された。
	過去の合併での問題	輝北町は昭和の大合併で郡境越えの合併であり、今回の合併へも地域感情のしこりが残っている。(輝北町) 輝北町は市成村(曾於郡)と百引村(肝属郡)が合併してできた町。昭和の大合併で県は高隈村・野方村を含む4村での合併を提案したが、市成村が反対。百引村と市成村が取り残された。
	圏域の違い	業界の基盤(農業・建設)は曾於北部地区。生活基盤は大隅中央地区。(輝北町)
指宿	圏域の違い	最大の農業産地を築くため川辺町・知覧町・枕崎市との合併を望む。(頬娃町)
川辺	圏域の違い	農協・森林組合は2市5町で合併したため、行政区域も同じ2市5町の枠組を望む。(枕崎市議会)
	各市町議会の意向の違い	アンケート結果から1市1町(枕崎市・知覧町)を望む(枕崎市長・知覧町議会)2市5町を望む(知覧町・川辺町・大浦町・笠沙町・坊津町・加世田市) 1市1町なら、知覧にある農協本所や税務署など国機関がほかへ移転する心配がある。(知覧町議会) 2市5町による同一請求の手続き中(知覧町・川辺町・大浦町・笠沙町・坊津町・加世田市)
	新市の名称	新市名称募集要項の「既存の1市4町の市町村名をそのまま新市の名称として採用しない」との文言が問題となる。 郡名として昔からなじんできた名前を制限することに抵抗がある。

表－2のつづき 各地区における市町村合併に対する問題

出水	財政の悪化	1市2町(阿久根市・東町・長島町)での法定協設置議案を否決(東町) →東、長島両町と比べ、阿久根市は下水道の普及などが遅れており、合併すると社会資本整備の負担が大きいため。
	各市町議会の意向の違い	1市2町(出水市・高尾野町・野田町)を望む。(出水市・野田町長・高尾野町民) 1市3町(阿久根市・野田町・東町)を望む。(阿久根市長・長島町) →野田は出水、高尾野と経済的、人的結びつきが強い。近い将来、県北の物流拠点として発展するためにも、野田と阿久根は一つになる必要がある。(阿久根市) →1市3町では人口規模が約4万3千人と理想的に近い。(長島町) 2市4町を望む。(高尾野町議会)
曾於北部	圏域の違い	合併せずに単独で残りたい。(財部町) →隣県の都城市と深い交流があり、通学・買い物などの生活面のほかごみ処理など行政サービスも一部一体化しているため。
		串良町が肝属東部合併協から抜けて合併の枠組みが変わった。住民合併アンケートは、東部5町(吾平、串良、東串良、内之浦、高山)を対象に2002年秋、実施しただけで4町や3町について住民の意思表示がない。(東串良町)
肝属東部	住民の意向	串良町が肝属東部合併協から抜けて合併の枠組みが変わった。住民合併アンケートは、東部5町(吾平、串良、東串良、内之浦、高山)を対象に2002年秋、実施しただけで4町や3町について住民の意思表示がない。(東串良町)
	新庁舎の位置	東串良町役場が4町のうち一番庁舎面積が広く、増設改修の費用は最も少なくて済む。(串良町) 高山町が4町の中心。(東串良町)内之浦町民の利便性から高山町が最適。(内之浦町) →他の3町との意見の違いから法定協離脱の動きあり。(串良町・東串良町)
日置	圏域の違い	市来町と串木野市は経済圏・生活圏が同じ。(市来町) 東市来町は市来、串木野と歴史的、文化的つながりがある。今の日置6町の枠組みは大きすぎるのではないか。(東市来町)
		各町の思惑が絡むため、なかなか決まらない。 →各庁舎の位置は伊集院町以外は、吹上浜に沿うように連なっており南北に長く、東西には短いという地理的特徴がある。庁舎間の距離も問題。また、市来、東市来、伊集院には国道3号線、JR鹿児島本線、南九州西回り自動車道があるが、日吉、金峰、吹上をつなぐ幹線道路は国道270号線だけという交通事情の差もある。
南隅	新庁舎の位置	大根占町に庁舎を置くことを根占町が反対し、一時任意協解散に至った。 「住民の加わらない任意協で庁舎位置を決めては町民に理解を得られない」と根占町が主張。

注釈

- 1)歴史・文化などを含めた人間生活におけるまとまり・集合の動的な広がりを指し、行動圏や意識圏などを含む。
- 2)参考文献5)を参照されたい。
- 3)市・町・村の「行政区域」が幾つかに分割されたり、幾つか集まつたりして何らかの地域空間を形成し、実態としての生活空間が設定されたものと定義する。
- 4)昭和40年に定められ、市町村が合併する際の手続き、財政的な特例措置等について記された市町村合併特例法のこと。
- 5)1つの市町村(合併請求市町村)に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって、当該市町村が

合併協議の相手方となる市町村(合併対象市町村)の名称を示し、合併協議会設置の請求を行う。

- 6)1つの合併請求市町村が複数の合併対象市町村に請求したため、延べ数は実数よりも多くなっている。
- 7)1つの合併対象市町村が複数の合併請求市町村から請求されたため、延べ数は実数よりも多くなっている。
- 8)全ての関係市町村へ、有権者の50分の1以上の署名をもって、合併協議会の直接請求を行う。
- 9)合併請求市町村の1つがある枠組みで請求を行い、また別の枠組みでも同一請求を行ったため、延べ数は実数よりも多くなっている。